

浄化槽の管理と手続きについて

浄化槽は微生物により「汚れた水」を「きれいな水」にして水路や川に流す働きをしています。しかし、微生物での処理のため管理を怠ると、処理機能が低下し、悪臭の発生や汚物が流出してしまいます。浄化槽の機能を保つには、日ごろの法定検査、清掃、保守点検が必要です。

■法定検査／

- ①設置後の水質に関する検査（7条検査） 検査料／13,000円（10人槽以下）
設置された浄化槽が適正に施工され、機能しているかを確認するための検査です。
浄化槽の使用開始後、3カ月～8カ月の間に受けてください。
- ②定期検査（11条検査） 検査料／5,000円（10人槽以下） ※法定検査受検促進キャンペーン対象
毎年1回、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかどうかを確認する検査です。
- ③検査の申込先

法定検査は、指定検査機関が実施します。

指定検査機関 （社）埼玉県環境検査研究協会 ☎048-649-5151

■清掃／浄化槽内の汚泥等の引き出しや調整、機器類等の洗浄をする作業で、年1回以上実施しなければなりません。また、清掃は町の許可を受けた業者に依頼してください。

○許可業者

- ・（有）松伏清掃事業 ☎991-3011
- ・共栄商事(有) ☎991-4828
- ・エスシーエス(株) ☎936-1234

■保守点検／浄化槽の点検、調整、修理を行います。概ね3カ月～4カ月に1回以上実施しなければなりません。保守点検の回数は浄化槽の種類や規模によって異なります。

また、保守点検は埼玉県に登録した業者が行います。

■浄化槽の使用や廃止の手続き／新たに浄化槽を使用する場合や浄化槽から下水道へ接続する場合などは届出が必要です。浄化槽の使用や浄化槽から下水道への接続を予定している場合は事前にご相談ください。

※法定検査受検促進キャンペーン

今年中に同一市区町村の同一町・大字地区内の浄化槽（一般家庭の10人槽以下の浄化槽に限る。）を3～5基（うち1基以上は未受検）まとめて同時に11条検査の申し込みをすると、指定検査機関から取りまとめた方に取りまとめた基数につき、クオカード（500円）が薄謝として提供されます。

ご近所の方にお声掛けして、是非ともこの機会に法定検査を受けてください。

平成23・24年度業務委託等入札参加資格 の新規・更新申請を受け付けます

平成23・24年度に松伏町が発注する業務委託、建設資材、物品関係の受注（入札参加）を希望する事業者の方を対象に、次のとおり入札参加資格の新規・更新申請を受け付けます。

■期間／【新規申請】10月1日（金）～29日（金）（土・日・祝日を除く）

【更新申請】11月1日（月）～12月10日（金）（土・日・祝日を除く）

※更新申請は、平成21・22年度に町に登録のある事業者の方が対象です。

■申請方法・資格等／申請方法、必要書類、資格などの詳細は、町ホームページ（トップページ＞まちづくり・事業者の方へ＞入札・随意契約）に掲載している手引書をご覧ください。また、企画財政課でも手引書を配布しています。

■その他／建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理に係る入札参加資格の申請は、広報8月号でお知らせしたとおり、新規申請は9月14日（火）から、更新申請は10月18日（月）から、それぞれ受付が始まります。詳しくは埼玉県入札審査課ホームページ（URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/c12/>）をご覧ください。